

# 青森県報

第八百六十号

令和七年  
一月八日  
(水曜日)

### 目次

令	青森県農林水産業協同組合等検査規程の一部を改正する訓令	(団体経営改善課) 一
告	告示	

○	難病の患者に対する医療等に関する法律による医療機関の指定	(がん生活習慣病対策課) 二
○	難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の指定の辞退	(同) 二
○	難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医の指定の辞退	(同) 二
○	難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医の指定の取消し	(同) 三
○	道路の区域の変更	(道路課) 三
公	公告	

○	農用地利用集積等促進計画の認可の公告の一部取消し	(構造成策課) 三
○	建設業者の許可の取消し	(東青地域民局) 三
○	同	(同) 四
○	同	(中南地域民局) 四
○	同	(三八地域民局) 四

### 訓令

○	右	(同) 五
○	右	(上北地域民局) 五
○	会長及び会長代理就任の公示	(海 Fisheries 調整委員会事務局) 五
○	内水面漁場管理委員会	

### 青森県訓令甲第一号

青森県農林水産業協同組合等検査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年一月八日

青森県知事 宮下 宗一郎

### 青森県農林水産業協同組合等検査規程の一部を改正する訓令

青森県農林水産業協同組合等検査規程（平成十二年三月青森県訓令甲第二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二項並びに」を「第二項、」に、「第二項の」を「第二項並びに」に、同項の「を」を「第二項及び」に改める。

別記様式の表「第2項並びに」を「第2項、」と、「第2項の」を「第2項及び」に、「第2項の」を「第2項、」に改める。

### 附則

この訓令は、公表の日から施行する。

庁中一般  
各出先機関

告

示

青森県告示第三号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したので、同法第二十四条第一号の規定により公示する。

令和七年一月八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名称	所在地	指定期月日
もり眼科・クリニック	青森市勝田一丁目二の二二	令和六・二・一
Dental Salon	八戸市石堂一丁目二七の一五	六・二・二六
あんしんコールセンター生きが い十和田	十和田市三本木字一本木沢九三の七	六・二・二六
ハッピー調剤薬局弘前大原店	弘前市大字大原二丁目五の二六	六・三・一
サン調剤薬局小柳店	青森市小柳二丁目二の二八	ク
ハッピー調剤薬局八戸売市店	八戸市根城九丁目五の三	六・三・三
あおいそら訪問看護ステーション	八戸市類家五丁目三八の一マイ・ アネックスA二号室	七・一・一

青森県告示第四号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第二十条の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したので、同法第二十四条第三号の

規定により公示する。

令和七年一月八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名称	所在地	指定期月日
伊藤眼科クリニック	青森市八重田四丁目二の一ラ・セラ東 バイパスシヨップングセンター一階	令和六・二・三
ハッピー調剤薬局八戸小中野店	八戸市小中野四丁目一の四七	六・二・五
なかむら脳外科・頭痛クリニック	青森市浪打二丁目一〇の二二	六・二・三〇

青森県告示第五号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第二百一十一号）第二十条第一項の規定により、次の指定医師がその指定を辞退したので、同法第二十一条第三号の規定により公表する。

令和七年一月八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定医師の区分	氏名	主として指定難病の診断を行う医療機関		担当診療科名	指定期月日
		名称	所在地		
難病指定	柿崎 寛	なかざわスポーツクリニック	八戸市大字新井田字館下一	整形外科	令和六・二・七
難病指定	板井 恒二	いたい皮ふ科	五所川原市中央四丁目六七	皮膚科	六・二・三

青森県告示第六号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第二十条第四項の規定により、次の指定医についてその指定を取り消したので、同令第二十一条第三号の規定により公表する。

令和七年一月八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

難病指定	指定医の区分	氏名	主として指定難病の診断を行う医療機関	診療科目	指定期限
小田切理	小田切理	青森市民病院	青森市勝田一丁目一四の二〇	外科	令和四・二〇・一

青森県告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和七年二月七日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和七年一月八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

難病指定	有明千鶴	津軽保健生活協同組合 衛生病院	弘前市大字扇町二丁目二の二	内科	六・一〇・三
------	------	--------------------	---------------	----	--------

図面番号	道路種類の	路線名	変更の区間		備考
			前	後	
1	国 道	三四〇号	八戸市大字荒町二から 八戸市大字荒町三まで	一四・二〇メートルから 一九・四〇メートルまで	敷地の幅員
				一三・〇〇メートルから 一九・四〇メートルまで	敷地の延長
				一八・〇〇メートル	

公 告

農用地利用集積等促進計画の認可の公告の一部取消し

令和六年五月二十日登載の農用地利用集積等促進計画の認可の公告の次の部分を取り消す。

令和七年一月八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和七年一月八日

株式会社Matsu yoshi Farm	上北郡おいらせ町	上北郡おいらせ町鶉久保山一七の二六 三ほか二筆
-------------------------	----------	----------------------------

青森県知事 宮 下 宗一郎

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和七年一月八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 株式会社田浦建設

二 代表者の氏名 高橋知道

三 主たる営業所の所在地 東津軽郡蓬田村大字瀬辺地字田浦一三九の四一

四 許可番号 青森県知事許可（般一四）第七二二九号

五 取消年月日 令和六年十一月五日

六 取消しに係る建設業の許可

七 取消しに係る建設業の許可

令和六年十月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和七年一月八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 株式会社田浦建設

二 代表者の氏名 高橋知道

三 主たる営業所の所在地 東津軽郡蓬田村大字瀬辺地字田浦一三九の四一

四 許可番号 青森県知事許可（特一四）第七二二九号

五 取消年月日 令和六年十一月五日

六 取消しに係る建設業の許可

七 取消しに係る建設業の許可

令和六年十月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和七年一月八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 株式会社桜庭建設

二 代表者の氏名 桜庭仁

三 主たる営業所の所在地 黒石市大字南中野字才ノ神四二の六

四 許可番号 青森県知事許可（般一）第七五一号

五 取消年月日 令和六年十月三十一日

六 取消しに係る建設業の許可

七 取消しに係る建設業の許可

令和六年十月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和七年一月八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 株式会社米内口建設

二 代表者の氏名 米内口鉄男

三 主たる営業所の所在地 八戸市下長五丁目八の八

四 許可番号 青森県知事許可（般一三）第三〇〇五〇三号

五 取消年月日 令和六年十月三十一日

六 取消しに係る建設業の許可  
土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、管工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和六年五月三十一日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和七年一月八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 株式会社ヒヨリジヤパン

二 代表者の氏名 高野進

三 主たる営業所の所在地 八戸市桔梗野工業団地二丁目二の三五

四 許可番号 青森県知事許可（般一三）第三〇〇八一五号

五 取消年月日 令和六年十月三十一日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業及び防水工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和六年十月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和七年一月八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 有限会社今野土木

二 代表者の氏名 今野博

三 主たる営業所の所在地 三沢市大津四丁目二の三七一

四 許可番号 青森県知事許可（般一四）第八六六二号

五 取消年月日 令和六年十月二十五日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和六年十月十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

内水面漁場管理委員会

青森県内水面漁場管理委員会公示第一号

令和六年十二月二十三日付けで会長及び会長代理委員が互選されたので、青森県内水面漁場管理委員会事務規程（平成二十四年十二月二十五日青森県内水面漁場管理委員会公示第三号）第四条第四項の規定により次のとおり公示する。

令和七年一月八日

青森県内水面漁場管理委員会

会長 濱 田 正 隆

職 名	氏 名	住 所

会 長	濱 田 正 隆
会長代理	對 馬 廉 介
上北郡六ヶ所村大字倉内字谷地通十四の一七〇 青森市堤町二丁目八の三二の二〇一号	

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十八円九十銭